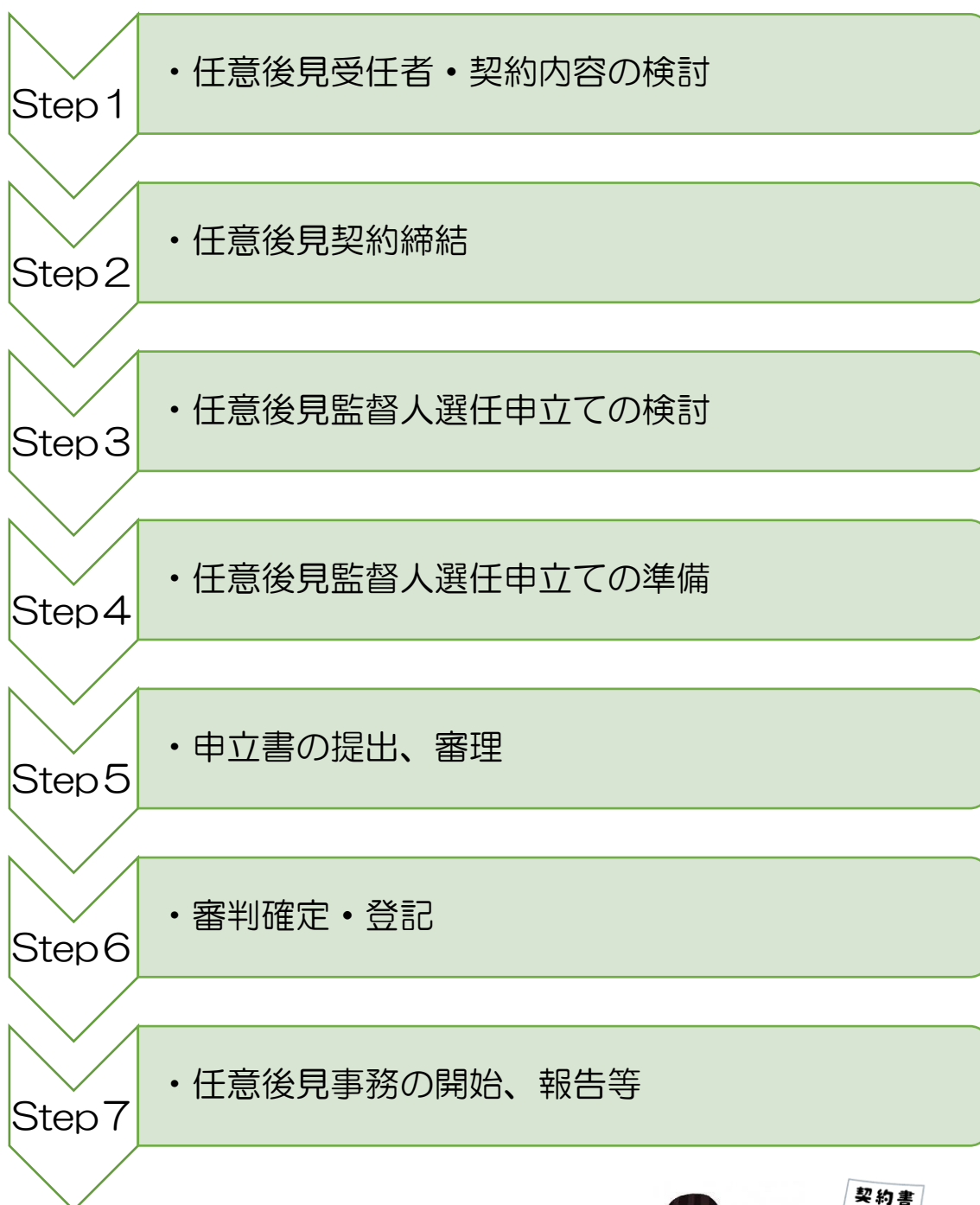


任意後見制度の手続きの流れ



任意後見制度の手続きの流れ

Step1 任意後見受任者・契約内容の検討

●任意後見受任者・任意後見人として、信頼するに足る人を検討します。

【任意後見受任者と任意後見人の違い】

- 任意後見受任者
⇒裁判所によって任意後見監督人が選任されて、当該任意後見契約が発効する前における任意後見契約の受任者
- 任意後見人
⇒任意後見監督人が選任された後、任意後見受任者は任意後見人になります（任意後見人となった後、本人のために、任意後見契約で定められた委任事務を行います）。

【任意後見人になれる人】

法律上の制限はありません。
契約をする本人が、任意後見契約の目的と内容に応じて、もっともふさわしい人を選任することができます。
例）親族、知人や弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家、社会福祉法人などの法人 など

※ただし、任意後見監督人が選任される時点で任意後見契約法4条1項3号所定の事由（法定後見の欠格事由に該当するなど）に該当する人は任意後見人になることができません。

●任意後見受任者に委任する内容を決めます。

本人と任意後見受任者（将来任意後見人になる人）との話し合いにより、どのような事務を委任するか、報酬の有無や額など任意後見契約の内容を決めます。任意後見契約の内容は原則として自由に決めることができます（契約自由の原則）

【委任の対象となる事務】

- 財産管理事務
- 身上保護事務
- 訴訟行為（将来生じる紛争について、弁護士に訴訟手を委任する）など

Step2 任意後見契約締結

●公正証書による契約の締結

法律上、任意後見契約は公正証書によってしなければならないと定められています。基本的には本人と任意後見受任者が公証役場に赴き、任意後見契約を締結します。
ただし、本人が病気で外出できない等、特別の事情がある場合には公証人が自宅や施設に出張し、本人と面接して、任意後見公正証書を作成することも認められています。

※任意後見契約の登記

任意後見契約が締結されると、東京法務局で契約内容が登記されます。

Step3 任意後見監督人選任申立ての検討

●任意後見監督人選任申立ての検討

本人の判断能力が低下した場合、任意後見人が本人から委任された事務を行うこととなりますが、任意後見契約が発効するのは、裁判所が任意後見監督人を選任したときです。
任意後見受任者は、本人の判断能力が低下したからといって自由に委任された事務を行うことができるわけではなく、任意後見人として本人から委任された事務を行うためには、裁判所から任意後見監督人を選任してもらう必要があります。

【任意後見監督人選任の要件】

- ①登記された任意後見契約が存在すること
- ②本人の判断能力が不十分な状況にあること
- ③本人が未成年者であるなど、法律に決められた障害事由が存在しないこと
- ④申立権者による任意後見監督人選任の申立てがあること
- ⑤本人以外の者が選任の申立てを行った場合には、本人が意思表示をすることができない場合を除き、任意後見監督人の選任に対して本人の同意があること

【申立てをすることができる人】

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者 など

※申立てをするにはあらかじめ本人の同意が必要です。（ただし、本人が意思表示できないときは必要ありません。）

Step4 任意後見監督人選任申立ての準備

●申立書類一式の入手

大阪家庭裁判所（窓口、郵送）で「任意後見監督人選任申立てセット」（申立てに必要な書類のひな型等がセットになったもの）を取得します。
※大阪家庭裁判所後見センターのホームページからも入手できます。

●本人情報シートの準備

- 本人をよく知る福祉関係者（ケアマネジャーやケースワーカー等）に「本人情報シート」の書式等を渡し、記入を依頼します。
 - 作成された「本人情報シート」をコピーします。原本は、診断書を作成する医師に渡し、コピーを裁判所に提出します。
- ※本人情報シートが準備できなくても、診断書の作成を依頼することはできます。

●診断書の準備

- 医師に本人情報シート（原本）や診断書書式（成年後見制度用）等を渡し、診断書の作成を依頼します。
- ※診断書の作成を主治医に引き受けてもらえない場合には、他の医師に依頼していただいても構いません。
※診断書を作成する医師は、精神科医等の専門医でなくても構いません。

●申立書の作成及び添付書類の準備（別紙「申立てに必要な書類」を参照）

- 申立書その他の必要な書類を作成します。
 - 本人の財産関係等の資料を集め、必要なものをコピーします。
 - 戸籍や住民票等を用意します
- ※必ず、マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

Step5 申立書の提出、審理

●書類の提出・裁判所での受付

裁判所に宛てて、申立書類一式（収入印紙（申立用）、郵便切手含む）を送付（又は持参）します。
書類到着後、裁判所は、受付及び立件をします。

●書類の審査

裁判所は、申立書類の内容を審査します。

●調査

家庭裁判所調査官による調査が行われる場合があります。

Step6 審判確定・登記

●審判確定

任意後見監督人選任の審判は、申立人、本人、任意後見受任者、任意後見監督人となるべき者に告知されます。このうち、任意後見監督人となるべき者に告知されたときに審判の効力が発生します。
※任意後見監督人選任の審判には不服申立てをすることができません。

●登記

任意後見監督人が選任されると、裁判所からの依頼により、東京法務局で任意後見監督人選任の登記がされます。

Step7 任意後見事務の開始、報告等

●任意後見事務の開始

任意後見監督人となるべき者に審判が告知されると、任意後見人の仕事が始まります。
※任意後見人には同意権、取消権はなく、代理権のみが与えられます。

●報告

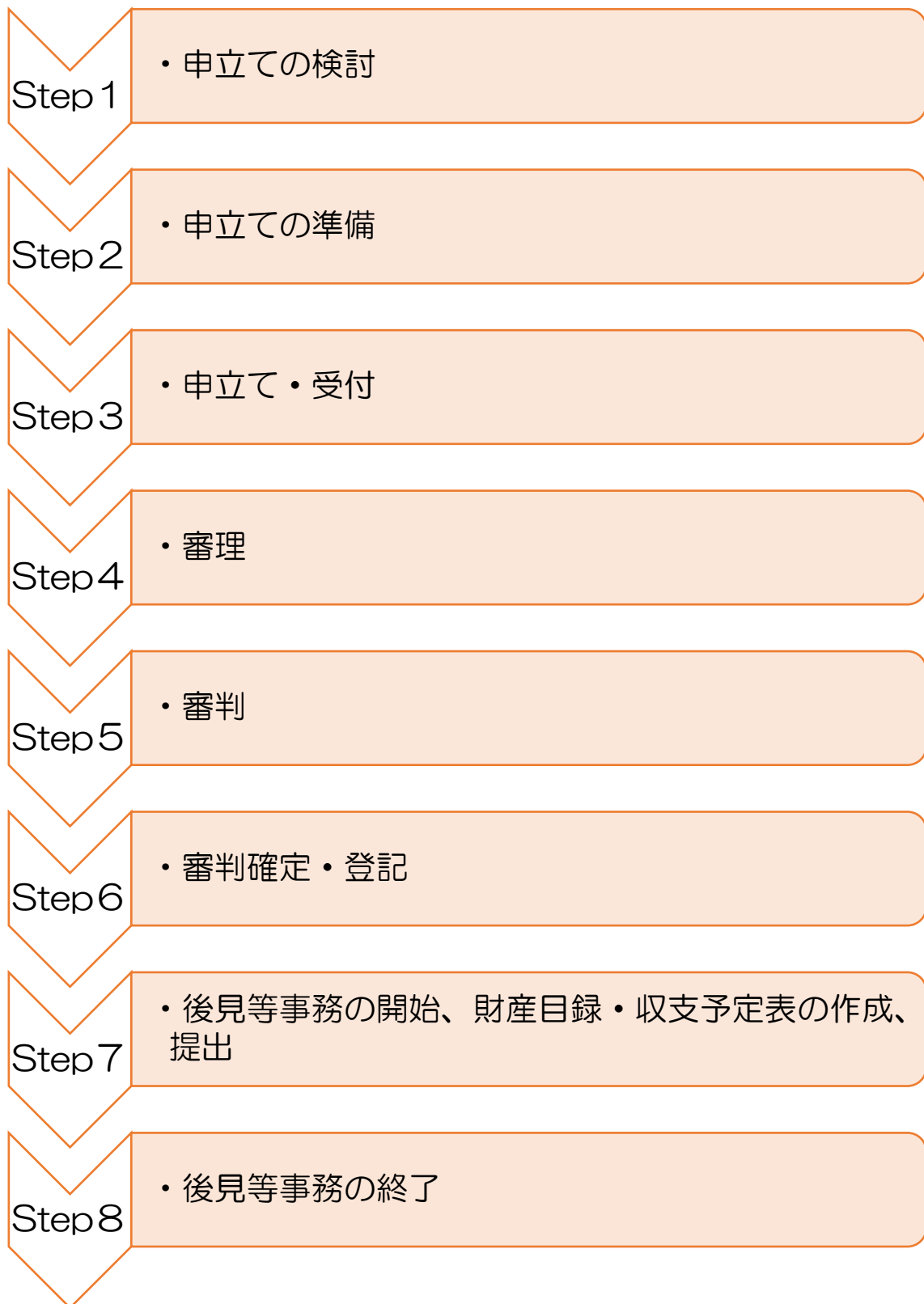
任意後見人は、任意後見監督人に事務の報告を行い、任意後見監督人は、定期的に裁判所に対し、任意後見人の事務に関する報告をします。

※任意後見契約は、任意後見人の解任のほか、本人または任意後見人（任意後見受任者も含む。以下、同じ。）の死亡、本人または任意後見人が破産開始決定を受けたこと、任意後見人が後見開始の審判を受けたこと等の事由により終了します。

※任意後見人に対する報酬に関しては、任意後見契約により定めることができますが、任意後見監督人に対する報酬は、任意後見監督人からの申立てを受けた裁判所の審判により、定められます。

★ 任意後見契約のうち、最も基本的な契約形態（本人には十分な判断能力があり、任意後見を必要としていない時点において、予防的に任意後見契約を締結しておき、将来判断能力が低下した時点でその契約の効力を発生させるという形態）について説明しています。

法定後見制度の手続きの流れ



Step 1 申立ての検討

●申立てをする人が申立権者（申立てをすることができる人）に当たるかを確認

- 【申立権者】
- ・本人、配偶者、四親等内の親族
 - ・検察官
 - ・未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人
 - ・市町村長 など



●後見人等候補者を検討
申立てに当たり、後見人等候補者を立てることができます。親族を始め、知人や弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家、社会福祉法人などの法人を後見人等候補者にもすることができます。ただし、後見人等には裁判所が本人にとって最も適任だと思われる人を選任するため、後見人等候補者として挙げた人が必ず後見人等に選任されるとは限りません。また、後見人等候補者を立てなくても、裁判所が適任者を選任します。

- 【後見人等になることができない人】（欠格事由）
- ・未成年者
 - ・成年後見人等を解任された人
 - ・破産者で復権していない人
 - ・本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は親子
 - ・行方不明である人

Step 2 申立ての準備

●申立書類一式の入手
大阪家庭裁判所（窓口、郵送）で「成年後見申立てセット」（申立てに必要な書類のひな型等がセットになったもの）を取得します。
※大阪家庭裁判所後見センターのホームページからも入手できます。

●本人情報シートの準備
・本人をよく知る福祉関係者（ケアマネジャーやケースワーカー等）に「本人情報シート」の書式等を渡し、記入を依頼します。
・作成された「本人情報シート」をコピーします。原本は、診断書を作成する医師に渡し、コピーを裁判所に提出します。
※本人情報シートが準備できなくても、診断書の作成を依頼することはできます。

●診断書の準備
・医師に本人情報シート（原本）や診断書書式（成年後見制度用）等を渡し、診断書の作成を依頼します。
※診断書の作成を主治医に引き受けてもらえない場合には、他の医師に依頼していただいで構いません。
※診断書を作成する医師は、精神科医等の専門医でなくても構いません。

●申立書の作成及び添付書類の準備（別紙「申立て手続きに必要な書類」を参照）

- ・診断書の記載を参考にして、後見・保佐・補助のどの類型で申立てをするか検討し、申立書その他の必要な書類を作成します。
- ・本人の財産関係等の資料を集め、必要なものをコピーします。
- ・戸籍や住民票等を用意します
- ※必ず、マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

Step 5 審判

●審判
裁判所は、審理の結果、後見等を開始するための要件を充足していると判断すると、成年後見開始等の審判をします。
また同時に、後見人等選任の審判をします。
裁判所が、後見監督人等（後見人等が行う事務を指導監督するとともに、その遂行を援助する人）を選任することが必要と認めるときは、あわせて後見等監督人の選任の審判をすることがあります。

※必要な書類がすべて整っている標準的なケースで、かつ調査等に困難がなければ、申立てから1~2か月程度で審判が出ます。鑑定を行う場合は、その期間分さらに延びます。

Step 6 審判確定・登記

●確定
後見等開始の審判に対しては、一定の者が不服申立てをする権利を有するため、この不服申立期間（後見人等が審判書謄本を受領してから2週間）の経過後、審判は確定します。
※なお、後見人等の選任の審判に対しては、不服申立てをすることができません。

●登記
後見等開始の審判が確定すると、裁判所からの依頼により、東京法務局で、後見人・本人の氏名等が登記されます。この登記を、一般に、「後見登記」といいます。

Step 7 後見等事務の開始、財産目録・収支予定表の作成、提出

●後見等事務の開始
審判確定日から、後見人等の仕事（後見等事務）が開始します。

●財産目録・収支予定表の作成
後見人等は、選任後、まず、本人の資産（不動産、預貯金、現金、株式、保険金等）、負債、収入（給料、年金等）、支出（施設費、税金等）としてどのようなものがあるかなどを調査します。また、それまで後見人以外で本人の財産を管理していた人がいれば、その人から財産に関する通帳、証書、資料等の引継ぎを受けます。そして、財産目録や収支予定表を作成します。

●財産目録・収支予定表の提出
裁判所が定める期間内（就任後、概ね1か月程度）に裁判所に提出します。
その後は、原則として、毎年1回、後見等事務報告書や財産目録を作成し、裁判所に自主的に報告をします。

- ※ 原則として、後見人等の仕事は、本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、本人が亡くなるまで続きます。
- ※ 後見人等に対する報酬は、後見人等からの申立てを受けた裁判所の審判により、定められます。

Step 8 後見等事務の終了

●後見等事務の終了
本人が死亡した場合、後見等自体が終了しますが、以下の事務を行う必要があります。
・裁判所への速やかな連絡 ・管理している財産の計算、相続人への財産の引渡し

<注意事項>

- ★ ここに記載した手続きの流れは、大阪家庭裁判所本庁の取扱いです。
- ★ 成年後見の申立ては、本人の住所地によって、その申立てをする裁判所が決まっています(管轄)。本人の住所地が大阪家庭裁判所本庁の管轄地でない場合は、手続きの流れが異なる場合もありますので、申立先の裁判所にお問合せください。
- ★ 申立てには、申立書類一式の外、申立費用が必要です。
- ★ 後見等開始の手続きについては、いったん申し立てた手続きを途中で取り止める(取り下げる)には、裁判所の許可が必要であり、簡単に取り下げることはできません。
- ★ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、一部手続きが変更されている場合があります。

Step 3 申立て・受付

●書類の提出・裁判所での受付
裁判所に宛てて、申立書類一式（収入印紙（申立用）、郵便切手含む）を発送（又は持参）します。書類到着後、裁判所は、受付及び立件をします。

Step 4 審理

●書類の審査、受理面接
裁判所は、申立書類の内容を審理するとともに、申立書等に記載されている内容を、直接、申立人、後見人等候補者、本人等から確認します。

●関係者の調査
家庭裁判所調査官が、申立人、本人、後見人等候補者、親族等につき、面接調査や意向調査を行う場合があります。
※受理面接を受けられた方の分は不要になります。

●鑑定
事案により、鑑定が省略される場合があります。